

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年6月9日(2023.6.9)

【公開番号】特開2022-27005(P2022-27005A)

【公開日】令和4年2月10日(2022.2.10)

【年通号数】公開公報(特許)2022-025

【出願番号】特願2020-130758(P2020-130758)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

【手続補正書】

【提出日】令和5年5月30日(2023.5.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者によって操作可能な操作部と、

判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与する特典付与手段と、

前記操作部に対する操作受付が複数回許容される複数回操作許容状態を発生可能であり、該複数回操作許容状態において前記操作部に対する操作受付がなされると、該操作受付に応じた受付後変化を実行可能な複数回操作状態実行手段と、

前記操作部に対する操作受付が許容可能な状態であること、または前記操作部に対する操作受付が許容可能な状態になったことを示唆する特定の受付許容音を出力可能な特定受付許容音出力手段と

を備え、

前記複数回操作許容状態が発生するときは、前記特定の受付許容音が出力される場合と前記特定の受付許容音が出力されない場合とがあり、

前記複数回操作許容状態のうち、前記特定の受付許容音の出力を伴って発生する複数回操作許容状態では、当該複数回操作許容状態が発生することによって前記操作受付が複数回許容される状態になった前記操作部を操作した状態に維持するだけで前記受付後変化が複数回実行されうるが、

前記複数回操作許容状態のうち、前記特定の受付許容音の出力を伴わずに発生する複数回操作許容状態では、当該複数回操作許容状態が発生することによって前記操作受付が複数回許容される状態になった前記操作部を操作した状態に維持するだけで前記受付後変化が複数回実行される場合と、該操作部を操作した状態に維持するだけでは前記受付後変化が複数回実行されない場合との両方があるようになっており、

さらに、

前記受付後変化の1つとして、受付後表示が表示可能とされており、

前記受付後表示が表示されている間に特定条件が成立すると、該特定条件が成立したことを契機として該受付後表示が非表示の状態にされる場合と、非表示の状態にされない場合とがあるが、前記受付後表示が特定の受付後表示として表示される場合は、該特定の受付後表示が表示されている間に特定条件が成立すると、該特定条件が成立したことを契機

40

50

として該特定の受付後表示が必ず非表示の状態にされるようになっており、
さらに、

前記特定条件が成立したことを契機として前記受付後表示が非表示の状態にされない場合は、該特定条件が成立したときに特定種別の演出音が新たに出力開始されることはないが、前記特定条件が成立したことを契機として前記受付後表示が非表示の状態にされる場合は、該特定条件が成立したときに前記特定種別の演出音が新たに出力開始されうるようになっており、

さらに、

前記特定条件が成立したことを契機として前記受付後表示が非表示の状態にされる場合は、特定の演出表示が表示可能であり、前記受付後表示が非表示の状態にされており且つ前記特定の演出表示が表示されているなかで、前記受付後表示が表示される契機となった操作と同じ操作を再び行うと操作受付がなされてこれを契機とした前記受付後表示が新たに表示されうるが、該受付後表示が表示されている間に前記特定条件が再び成立したとしてもこれを契機として該受付後表示が非表示の状態にされない場合が少なくともあるようになっており、

さらに、

前記特定の受付後表示に関しての操作受付が許容される状態においては、該操作の対象を摸した摸画像表示が表示可能とされており、

前記特定の受付後表示に関しての操作受付が許容される状態で表示可能とされる前記摸画像表示は、前記特定の受付後表示に関しての操作受付がなされて前記特定の受付後表示が表示された以降も表示状態を維持しうるようになっており、該摸画像表示と該特定の受付後表示とがいずれも表示状態にあるなかで前記特定条件が成立したときには、該特定条件が成立したことを契機として、該摸画像表示と該特定の受付後表示とがいずれも非表示の状態にされる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

このような従来の遊技機では、遊技興趣の低下が懸念される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

手段1：遊技者によって操作可能な操作部と、

判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与しうる特典付与手段と、

前記操作部に対する操作受付が複数回許容される複数回操作許容状態を発生可能であり、該複数回操作許容状態において前記操作部に対する操作受付がなされると、該操作受付に応じた受付後変化を実行可能な複数回操作状態実行手段と、

前記操作部に対する操作受付が許容可能な状態になること、または前記操作部に対する操作受付が許容可能な状態になったことを示唆する特定の受付許容音を出力可能な特定受付許容音出力手段と

を備え、

前記複数回操作許容状態が発生するときは、前記特定の受付許容音が出力される場合と

10

20

30

40

50

前記特定の受付許容音が出力されない場合とがあり、

前記複数回操作許容状態のうち、前記特定の受付許容音の出力を伴って発生する複数回操作許容状態では、当該複数回操作許容状態が発生することによって前記操作受付が複数回許容される状態になった前記操作部を操作した状態に維持するだけで前記受付後変化が複数回実行されうるが、

前記複数回操作許容状態のうち、前記特定の受付許容音の出力を伴わずに発生する複数回操作許容状態では、当該複数回操作許容状態が発生することによって前記操作受付が複数回許容される状態になった前記操作部を操作した状態に維持するだけで前記受付後変化が複数回実行される場合と、該操作部を操作した状態に維持するだけでは前記受付後変化が複数回実行されない場合との両方があるようになっており、

10

さらに、

前記受付後変化の1つとして、受付後表示が表示可能とされており、

前記受付後表示が表示されている間に特定条件が成立すると、該特定条件が成立したことを契機として該受付後表示が非表示の状態にされる場合と、非表示の状態にされない場合とがあるが、前記受付後表示が特定の受付後表示として表示される場合は、該特定の受付後表示が表示されている間に特定条件が成立すると、該特定条件が成立したことを契機として該特定の受付後表示が必ず非表示の状態にされるようになっており、

さらに、

前記特定条件が成立したことを契機として前記受付後表示が非表示の状態にされない場合は、該特定条件が成立したときに特定種別の演出音が新たに输出開始されることはないが、前記特定条件が成立したことを契機として前記受付後表示が非表示の状態にされる場合は、該特定条件が成立したときに前記特定種別の演出音が新たに输出開始されうるようになっており、

20

さらに、

前記特定条件が成立したことを契機として前記受付後表示が非表示の状態にされる場合は、特定の演出表示が表示可能であり、前記受付後表示が非表示の状態にされており且つ前記特定の演出表示が表示されているなかで、前記受付後表示が表示される契機となった操作と同じ操作を再び行うと操作受付がなされてこれを契機とした前記受付後表示が新たに表示されうるが、該受付後表示が表示されている間に前記特定条件が再び成立したとしてもこれを契機として該受付後表示が非表示の状態にされない場合が少なくともあるようになっており、

30

さらに、

前記特定の受付後表示に関しての操作受付が許容される状態においては、該操作の対象を摸した摸画像表示が表示可能とされており、

前記特定の受付後表示に関しての操作受付が許容される状態で表示可能とされる前記摸画像表示は、前記特定の受付後表示に関しての操作受付がなされて前記特定の受付後表示が表示された以降も表示状態を維持しうるようになっており、該摸画像表示と該特定の受付後表示とがいずれも表示状態にあるなかで前記特定条件が成立したときには、該特定条件が成立したことを契機として、該摸画像表示と該特定の受付後表示とがいずれも非表示の状態にされる

40

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

50